

安全の手引き

2024年6月
在イスラエル日本国大使館

(目次)

I はじめに	2
II 防犯の手引き	
1 海外生活における安全対策の基本的心構え	2
2 最近の犯罪発生状況	3
3 具体的な防犯対策	4
4 交通事故と事故対策	7
5 テロ対策	8
6 空襲サイレン吹鳴時の対処法等	9
7 ガザ地区・ヨルダン川西岸地区の概況	10
8 緊急連絡先等	10
9 在留届等の提出について	11
III. 緊急事態対処マニュアル	
1 平素の心構え・準備	11
2 緊急時の行動	12
IV おわりに	13

別添 1 : 各種連絡先

別添 2 : 緊急時チェックリスト

[目次へ戻る](#)

I はじめに

この手引きは、「自分の安全は自分で守る」という基本的な心構えの下、イスラエルで生活される日本人の皆様が知っておかれることが有益と思われる各種情報をまとめたものです。もちろん、これで十分というものではありませんが、防犯対策として事件・事故に巻き込まれないために、少しでもお役に立ていただければ幸いです。

また、地震・津波等の大規模な自然災害、戦争・暴動等の緊急事態発生の際には、皆様の安全確保のため、当館は対応に当たりますが、まずは皆様各人がそのような状況に備えて、平時より安全対策に万全を期すること、また、有事の際には的確な対応をとられることが極めて重要です。特に、第Ⅲ章では緊急事態時の行動について、皆様の平素の心構えと必要な準備やその他有益な指針をまとめています。本手引きを参考として十分な準備を行うとともに、有事の際には落ち着いて対処できるよう心がけていただければ幸いです。

[目次へ戻る](#)

II 防犯の手引き

1 海外生活における安全対策の基本的心構え

当国の一般犯罪の発生率は日本に比べて高く、自分とご家族の安全は自分達で守るとの強い心構えが大切です。一方で、当国の治安は、その時々政治情勢や地域・国際情勢に大きく左右されます。依然としてテロ・暴力事件の脅威が存在するほか、2023年10月7日にはガザ地区の武装勢力とイスラエル軍との間での交戦が発生し、2024年6月現在も終結しておらず、このような武力紛争が今後も発生する可能性を常に考慮する必要があります。

(1) 予防に努める

事件、事故、災害等に巻き込まれないよう、普段からの心掛けこそが有効な予防手段であることを肝に銘じることが大切です。安全対策のための経費は価値ある投資と言えます。

(2) 安全のための三原則の順守

安全のための三原則とは、「目立たない」、「行動を予知されない」、「用心を怠らない」ことです。この三原則を守って生活することは簡単なことではありませんが、「備えあれば憂いなし」です。ご家族、会社内でも、是非この三原則について意識する機会を設けることをおすすめします。

(3) 住宅の安全確保

住居は生活の基盤であり、その安全を確保することは安全対策の中でも最優先事項です。住居の選択に際しては、十分な安全対策が講じられているかを確認されることをお勧めします（下記3参照）。

(4) 人間関係の構築

普段より隣人、コミュニティー、在留邦人等との付き合いを通じ、個人や組織との間でのネットワーク作りを心掛けることが大切です。有事の際に隣人等の助けも得ら

れ、有益な情報入手等にも役立ちます。

(5) 精神衛生と健康管理

普段から精神と健康のバランスを図ることが重要です。適度な運動、外食等、リフレッシュを心掛け、リラックスできる方法を見つけることに努めることが大切です。有事の際に安定した精神状態が持続し得るのも、心体のバランスが保たれてこそとも言えます。

[目次へ戻る](#)

2 最近の犯罪発生状況

(1) 犯罪件数

イスラエル国家警察の統計によれば、2023年の当国の犯罪発生件数は約30万3千件であり、犯罪発生件数の対人口比で日本と比較した場合、イスラエルにおける犯罪発生の頻度は日本よりもはるかに高いと言えます。

(2) 日本人の被害事例

日本人の犯罪被害のほとんどは、旅券や現金等の盗難被害（スリ、置き引き等）であり、わずかな隙に被害に遭っています。また、凶悪犯罪については、日本人の被害件数は少ないものの、イスラエル国内ではかなりの件数が発生していますので、被害に遭わないよう注意を怠らないことが大切です。

これまでに実際に発生した日本人の主な被害例は次のとおりです。

- ・ オールド・ヤッフォ（テルアビブ南部）で食事中、駐車していた車の窓ガラスが割られ、座席に置いておいたバッグ（現金、旅券等）及びパソコンが盗まれた。
- ・ オールド・ヤッフォのマーケットで客引き数名にしつこく付きまとわれ、気がつかない間にバッグが開けられ、旅券や貴重品が抜き取られていた。
- ・ テルアビブのホテルで朝食中、見知らぬ者に声をかけられているうちに、他の者によって座席の横に置いていたバッグを盗まれた。
- ・ テルアビブのマーケットで見知らぬ男に話しかけられている隙に、他の者によってバッグが開けられ、財布、旅券等が抜き取られた。
- ・ エルサレムのホテルに戻る際、物売りの老人に話しかけられ、さらに、子供たちに囲まれて気を取られている隙に、バッグの中から財布を抜き取られた。
- ・ エルサレム旧市街の人混みで、貴重品を入れていたウエストポーチを盗まれた。
- ・ エイラットの海岸で遊泳中、砂浜に置いていたバッグから現金、旅券を盗まれた。
- ・ 死海の近くにあるホテルのロビーで、荷物から目を離した隙に貴重品を入れたリュックを盗まれた。
- ・ 死海で遊泳中、ロッカーの鍵が開けられ、中に入れておいた現金を盗まれた。
- ・ ヨルダン川西岸地区ベツレヘムで、タクシー運転手に観光や土産物屋の案内に誘われ、高額な買い物やタクシー代を請求される詐欺被害に遭った。

3 具体的な防犯対策

(1) 住宅関係

当国における侵入盗の発生率はかなり高いため、住宅を選ぶ際は安全確保を最重要視し、物件の立地条件、家屋の形態（集合住宅か独立家屋か）、防犯上の問題点を調査し、安易に妥協しないで選ぶことが大事です。住宅を新たに選定する場合は、次の点にご注意ください。

ア 住宅周辺の環境及び治安情勢

警察、消防、緊急医療機関等の位置を確認しておくことが大切です。また、テロの対象となり得る施設（例えば、利用者の多いバス停、人の出入りが多い公共の建物）が隣接していないか、近隣住民の生活水準及び信頼度、安全意識の有無等の確認も重要です。

イ 独立家屋

独立家屋は広々としており開放感がありますが、外部からの侵入に対しては隙が生じやすく、十分な防犯対策が必要となります。具体的な防犯対策については、以下を参考にしてください。

- ・ 塀、外壁、門扉、駐車場は、外部からの侵入を防止できる構造になっているか。
- ・ 少なくとも1階部分の窓、テラス等には鉄格子等の侵入防止設備が取り付けられており、必要に応じて2階にも同様の設備が取り付けられているか。
- ・ 外周及び庭に防犯灯・センサー等が設置されているか 等。

ウ 集合住宅

侵入盗を防ぐ観点では、集合住宅（日本式の3階以上）の方が独立家屋より防犯性が高く、隣人の援助も得られ易いので、安全対策上有利です。しかし、集合住宅には不特定多数の人が建物内に入出入りするという欠点があります。そのため、以下の内容を参考にした防犯対策を考慮願います。

- ・ 建物の出入口がビル側によりしっかり管理され、入居者以外の者が勝手に出入りできないような構造になっているか。
- ・ 集合住宅（アパート／マンション）の最上階は、屋上からの侵入盗を防げるよう、十分な防犯設備が整っているか。
- ・ 来訪者の確認をインターホンやテレビ監視装置で行えるようになっているか。
- ・ 駐車場は24時間体制で管理人や守衛により管理されているか。
- ・ 緊急時の警報装置が設置されているか、また、正常に作動するよう保守されているか。
- ・ 緊急時に安全かつ迅速に退避できるよう、防火設備や非常階段があるか 等。

エ 共通事項

独立家屋、集合住宅共通の留意事項として、次の点にご注意ください。

- ・ 玄関の扉は頑丈か、内開きか、2つ以上の錠前とドアチェーンがついているか。
- ・ 扉に覗き穴、インターホン（テレビ監視付が望ましい）等の訪問者を確認する手段があるか。

- ・ 警報装置、防火設備、非常階段、避難用シェルター等が整備されているか。
- ・ 駐車場は敷地内若しくは地下式で、外部からの侵入を防止できる構造か（当国では自動車盗難が多発しているため、住宅の選定に合わせ駐車場の安全確保にも留意してください。）。

最後に、住宅の安全対策に「これで十分」ということはありません。可能な範囲で防犯設備の充実を図るとともに、常に「鍵のかけ忘れ」がないか等の防犯意識を持ち続け、自己防衛に努めてください。また、住宅の選定に当たり、業者に仲介を依頼する場合は、複数の業者の中から信頼のおける業者を選ぶことが大切です。物件を直接自分の目で見て、居住性ばかりでなく、防犯面での確認を怠らないよう努めてください。

（２）犯罪種別と防犯対策

ア 盗難事件（窃盗、スリ、置き引き等）

当国において、邦人が遭った犯罪被害は盗難が多く、その多くが「荷物から目を離した」隙を狙われたものです。「ほんの短時間だから大丈夫だろう」という油断は禁物です。

<防犯対策>

- ・ バッグや上着、ズボンのポケット等、盗まれやすいところに貴重品を保管しない。
- ・ 見知らぬ人からの怪しい誘い等の不審な行為があった場合は、相手を過度に刺激しないようにしつつ、毅然とした態度で対応する。
- ・ 道を歩くときはなるべく車道側を避け、荷物は歩道側の手で持つ。
- ・ 現金、旅券等の貴重品はできるだけ分けて保管し、「被害は最小限に」を心掛ける。
- ・ 貴重品は肌身離さず携帯し、身の回りの物から目を離さない。
- ・ ハンドバッグ等は、自分の体の前で抱えるように持つ。
- ・ 車を駐車する際は車内に貴重品を残さず、車外から見える場所に荷物を置かない。

イ 強盗等凶悪事件

ここ数年、凶悪事件（強盗、強姦事件等）に巻き込まれた邦人被害の報告はありませんが、イスラエル国内全般では、多くの凶悪事件が発生していますので、日頃からこれらの事件の被害に遭わないように注意を怠らないことが大切です。

<防犯対策>

- ・ 夜間の一人歩きは避け、人気のない場所には行かない。
- ・ 玄関のドアには必ず防犯チェーンを掛け、ドアを開ける際にはドアスコープ等で必ず外を確認する。
- ・ 不審な人物、見知らぬ人が近づいてきたら、素早く現場から離れ、後を追ってくるような場合は、近くの商店等に助けを求める。
- ・ 知らない人の車には絶対乗らない、また、知らない人を乗せない。

- ・ 私設カジノや風俗関係の場所に出入りしない。

ウ 自動車盗難・車上荒らし

当国では自動車盗難や車上荒らしが多発している一方、その検挙率は低く、被害の回復は容易ではありません。

<防犯対策>

- ・ 外出先で駐車する場合は、路上駐車は避け、管理者がいる駐車場を利用する。
- ・ 車には二重三重の防犯対策（各種盗難防止装置等を設置）を施す。
- ・ 自宅駐車場は、門扉等を設け、直接道路に出られない構造にする。
- ・ ドアロックは勿論、警報装置の掛け忘れに注意する。
- ・ 車内の見える場所に貴重品やバッグ等を置いたままにしない。

エ その他

明らかな犯罪行為ではありませんが、エルサレム旧市街等の土産品店での強引な客引きや、土産品購入を巡るトラブルが見受けられます。

<防犯対策>

- ・ 強引な客引きをする店には入らない。
- ・ 商品の購入は自分で判断し、買いたくない場合はハッキリ断る。
- ・ 財布の中身を相手に見せない。

（３）日常生活面での防犯対策

ア 訪問者に対する注意

訪問者があった場合、すぐには扉を開けず、ドアスコープ及びインターホンで訪問者を確認することが重要です。加えて、扉を開ける際には安全チェーンをかけたまま細目に開け、再度確認をしてから扉を開けるよう心掛けてください。

イ 使用人を雇用する場合の注意点

使用人は家族と長い時間を過ごし、家族に関する多くの情報に接する立場にあります。したがって、信頼できる使用人を雇用できるか否かは外国で安全に生活を送るための重要な鍵ともなります。信頼できる人からの紹介の場合でも、必ず面接を行い相手の性格、在留資格（イスラエル政府から発給された査証の種類）、生活環境等を十分把握した上で採用することが必要です。また、公的機関が発行した身分証明書等の写しを入手する必要があります。なお、イスラエル政府は不法滞在外国人に対し厳しい取締りを行っていますので、使用人が不法滞在に当たらないことを確認する必要があります。

ウ 家族に対する注意喚起

家族にも安全に関する意識を徹底させることが重要です。最近起きた事件の概要や教訓事項等について、配偶者の方はもちろんのこと、お子さまに対しても機会あるごとに注意を喚起するよう心掛けてください。

エ 外出に際しての注意

同じ時間の外出、いつも同じスーパーやレストランを利用する等、時間や場所の決

まった外出行動は、犯罪に遭う危険性を高める可能性がありますので、このようなパターンの決まった外出を避け、ときどき時間や場所を変えるよう心掛けることが重要です。

オ 車を利用する際の注意事項

車の乗降時と、駐車場から幹線道路に出るまでの間が犯罪に最も狙われやすく、危険性が高まります。車に乗り降りする際は、周囲に不審な人物はいないか注意し、少しでも異常を感じたら安全が確認されるまで乗り降りを控え、帰宅時も同様に周辺の安全を確認した上で駐車場に入るのが賢明です。

緊急時に備え、目的地までのルートはどこに警察や病院等の施設があるかを事前に調べ、爆発や襲撃等の対象となる可能性のある場所も調査しておき、事件に巻き込まれないよう注意してください。

交差点等での停車時に浮浪者等から金銭を要求される行為に遭遇する場合があります。万が一、このような状況に遭遇した場合は、車のドアロックや窓がきちんと閉まっていることを確認し、相手を刺激しないようにしつつ、極力相手の要求に反応しないようにしてください。

カ 自宅の電話に対する注意

携帯電話を常に携帯することが望まれます。また、警察・消防署、病院等の「緊急連絡先リスト」をお子さまにも見えるところに貼っておくことをお勧めします。

キ 鍵に対する注意

鍵は安全対策の基本であり、その取扱い（保持・保管）には十分注意してください。住居の鍵はもちろんのこと、勤務先の鍵、車の鍵についても厳重な管理が必要です。

ク 風俗、習慣、国民性に関する留意事項

イスラエル国内ではユダヤ教の戒律が市民生活に大きく浸透しています。戒律を厳しく守っている正統派・超正統派ユダヤ人の居住区においては、祝祭日、安息日（金曜日没～土曜日没）に自動車の乗入れ、写真撮影、騒音発生等の行為を行うとトラブルの原因となり、場合によっては投石等を受けることもありますので、注意してください。また、イスラム教の祝祭日はユダヤ教とは違いますので、イスラム教徒居住区へ入る場合も注意が必要です。

[目次へ戻る](#)

4 交通事故と事故対策

（１）交通事故発生状況

２０２３年の交通事故発生件数は８，７３４件（前年は１０，２８４件）、死亡者数は３６１人（前年は３５１人）でした（出典：イスラエル中央統計局）。

（２）交通事情、運転マナー

イスラエル国内の主要交通手段は自動車（自家用車、バス、シェルート（小型乗り合いバス）、タクシー）であり、車の通行は右側通行です。また、都市部の道路は一方通行が多く、駐車場は少なく、路上駐車が一般的です。運転マナーは悪く、運転技術

も優れていません。例えば、携帯電話（スマートフォン）で話しながらの運転（法律上は禁止されています）、直前での割り込み、方向指示機を作動させないままでの車線変更、車線をまたいだままの走行、交差点での急停車等、後続車や周囲の車の動向に無頓着な場合が多く見られます。当国では近年、電動キックボードや電動自転車が絡む事故が急増しています。歩道上の安全が必ずしも確保されているわけではありませんので、十分注意してください。

（３）事故防止対策

交通事故から身を守るためには、周囲の交通環境に腹を立てることなく、車全体の流れに配慮した安全速度を守り、安全運転に徹することが重要です。

（４）万が一交通事故を起こした場合

（物損事故のみの場合）

通常警察は対応しません。自身で相手の氏名、住所、電話番号、運転免許証番号、自動車保険（強制、任意）番号、車検証番号、車両登録番号を確認し、保険会社に通報します。なお、事故車両は、保険会社指定のガレージで査定を受けた後に修理を開始します。これを怠ると、保険金の支払いを拒否されることもありますので、注意してください。

（人身事故に至った場合）

警察に連絡するとともに、負傷の程度に応じて救急車の手配等、必要な救護処置を行い、到着した警察官の指示に従います。人身事故の場合、被害者にかかる経費はすべて強制保険でまかなわれます。物損、人身事故いずれの場合でも、確実に相手を確認し必要な情報を記録し、保険会社に通報することが大事です。不用意に現場で相手方に謝罪したり、内容の理解できない書類に署名しないことが重要です。

[目次へ戻る](#)

５ テロ対策

（１）テロ等事件の発生状況

これまでに、イスラエルにおいて日本人・日本権益を標的としたテロ事件は確認されていませんが、イスラエル人に対するテロ事案が散発しています。

詳細は、海外安全ホームページに掲載している「テロ・誘拐情勢」(https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcterror_044.html)をご覧ください。

（２）テロ等の被害に遭わないために

ア 関連情報の収集

被害に遭わないためには、日頃から新聞、テレビ等のニュースに関心を持ち、特に具体的なテロの危険性がある場合は、市民に警戒を促す報道がなされますので、見逃さないように心掛けてください。また、当館からも必要に応じて情報提供を行います。

イ 危険な場所には近づかない

テロ事件に巻き込まれないために、テロ攻撃の標的となりやすい不特定多数の人が集まる場所や比較的密閉空間となっている場所（繁華街のショッピングセンター、公

共バス、バス停留所、レストラン等）では周囲の状況に注意した行動を心掛けることが大切です。

ウ 不審な物には触らない、近寄らない

爆発物の疑いのある不審な物を発見した場合は、それに触ったり近づくことなく、速やかに対象物から遠ざかり、警察に通報してください。

[目次へ戻る](#)

6 空襲サイレン吹鳴時の対処法等

（１）当国においては、ガザ地区、レバノン領及びシリア領内からのロケット弾等飛来時の対処について留意しておくことが必須です。

（２）ロケット弾等飛来による空襲サイレン吹鳴時に迅速に退避できるよう、あらかじめ最寄りのシェルターを確認してください。

（３）ロケット弾等の飛来を知らせる Red Alert (https://redalert.me/index_en.html) 等のアプリケーションをあらかじめスマートフォンにインストールしておいてください。

（４）ロケット弾等による攻撃に際しての対応については、イスラエル民間防衛軍が以下のウェブサイトで案内しています。

・民間防衛軍（Home Front Command）の National Emergency Portal

<https://www.oref.org.il/en>

（５）空襲警報のサイレンが鳴った場合又は爆発音が聞こえた場合は、対応できる猶予時間に応じて防護の態勢をとってください。上記 National Emergency Portal トップページ上部右側の Situation in the Country 画面で都市名を入力し、当該都市を選択すると、警告発出の有無、避難するための猶予時間が表示されます。

ア 建物内にいる場合

退避できる時間の長さに応じ、安全が確保できると思われる場所、シェルターや（厚いコンクリートの壁と鉄の扉等により）強化されたセキュリティー・ルームに入り、ドア、窓を閉じる。

イ 建物の外にいる場合

退避できる時間の長さに応じ、最寄りの建物に入る。近くに建物、遮蔽物、シェルターがない場合又はオープン・スペースにいる場合は、地面に伏せ、頭部を手で保護する。

ウ 運転中の場合

道路の脇に停車の上、車外に出て、最寄りの建物・シェルターに入る。建物・遮蔽物・シェルターへ行けない場合は、車外に出て、地面に伏せ、頭部を手で保護する。車外に出られない場合は、道路の脇に停車の上、１０分間待つ。

エ 保護スペース、シェルター、強化されたセキュリティー・ルームのない４階建以上のビルの最上階に居住する場合は、２階に降りる。

オ 保護スペース、シェルター、補強されたセキュリティー・ルームのない3階建以下のビルの最上階に居住する場合は、1階に降りる。

カ 爆発物やその破片による危険を避けるため、ビルの出入り口付近に留まらない。

キ 特に指示がない場合は、10分後に保護スペースから出てもよい。

ク 不審物やロケット弾等を見かけた場合は近づかないことが重要であり、周囲に物見高い見物人がいる場合は近づかないよう呼び掛け、警察に通報する。

ケ メディアが発信する指示を継続的に確認する。

[目次へ戻る](#)

7 ガザ地区・ヨルダン川西岸地区の概況

2024年5月現在、ガザ地区及び同地区との境界周辺には危険情報「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」が、ヨルダン川西岸地区（一部を除く）には「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」が発出されていますので、本手引きに記載の情報と併せ、以下の海外安全ホームページに掲載している渡航情報もご確認ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_044.html#ad-image-0

[目次へ戻る](#)

8 緊急連絡先等

（1）緊急連絡先（別添1：各種重要連絡先をご参照ください）

（2）緊急時の言葉

「シェルター」＝ミクラット

「警察」＝ミシュタラー

「消防車」＝カバイート

「救急車」＝アンブランス

「泥棒」＝ガナブ

「強盗」＝ショデッド

「日本大使館」＝シャグリルート・ヤパン

「警察を呼んでください」＝ナー・リクロー・ラ・ミシュタラー

「日本大使館に連絡して下さい」＝ナー・トディウ・レ・シャグリルート・ヤパン

「助けてください」＝タツイルー

「ありがとう」＝トダ

「危ない」＝サカナ

「痛い」＝コエブ

※ 当国では一般的に英語が通用しますので、必ずしもヘブライ語だけを使用する必要はありません。

[目次へ戻る](#)

9 在留届等の提出について

万が一、在留邦人や渡航者の皆様が事件・事故や思わぬ災害に遭った場合、当館は「在留届」及び「たびレジ」の情報をもとに皆様の所在地や緊急連絡先を確認し援護活動を行います。在留届やたびレジが提出・登録されていないと、当館は皆様が滞在していることを把握することができず、迅速・円滑な援護活動を行うことができませんので、必ず提出・登録をお願いします。

(1) 在留届

外国に住居又は居所を定めて3か月以上滞在する方は、その地を管轄する日本国大使館・総領事館等に在留届を速やかに提出する必要があります。イスラエルに3か月以上滞在する方は、オンラインによる在留届電子届出システム(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)を通じて、在イスラエル日本国大使館に「在留届」を提出してください。日本から転居する場合には、住所が決まっていなくても、日本出発の3か月前からオンライン提出が可能です。

なお、在留届提出後、住所その他届出事項に変更が生じたときは「変更届」を、日本への帰国や他国に転居する際には「帰国・転出届」を在留届電子届出システムを通じて必ず提出してください。

(2) たびレジ

在留届の提出義務のない3か月未満の短期渡航者の方（イスラエルから第三国への観光旅行や出張等を含む）については、現地での滞在予定を登録していただけるシステムとして「たびレジ」を運用しています。「たびレジ」への登録により、滞在先の最新の渡航情報や緊急事態発生時の連絡、また、有事の際の安否照会、緊急連絡等が現地大使館等から配信されます。是非ご登録をお願いします。

(外務省海外旅行登録「たびレジ」URL)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

[目次へ戻る](#)

Ⅲ 緊急事態対処マニュアル

1 平素の心構え・準備

(1) 連絡体制の整備

ア 在留届を当館に提出されていない方は、速やかに提出をお願いいたします。

イ 当館から在留届情報や緊急連絡網により必要な連絡を行いますので、転居、転勤、電話番号変更等、届出内容に変更が生じた場合も、速やかに当館領事班にご一報ください。

ウ 緊急事態はいつ起こるか分かりません。そのような場合の家族間、企業内等での緊急連絡方法、集合場所についてあらかじめ決めておいてください。近隣地域の方同士で相談されるのも効果的です。また、通常から極力家族や知り合い等でお互いに所在を明確にするようにしてください。本邦のご家族との連絡手段は、普段使用してい

る電話のみならず、Eメールや特定の緊急連絡先等、複数設定しておいてください。
エ 電話回線が使用できなくなった場合等は、NHK海外放送を利用して必要な連絡を行うとともに、テルアビブ近郊（半径約 20 kmの地域）向けに大使館からFM放送を行うことがありますので、短波及びFM放送の受信が可能なラジオ（FM放送は車に装備されているラジオでも受信可）を準備することをお勧めします。短波ラジオで受信できるNHK海外放送（Radio Japanの）中東・北アフリカ向けの周波数は、以下のホームページをからご確認ください。（※ 居住する場所周辺の地形等により受信状態に差があります。）

・NHKの国際放送ホームページ

<https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/>

・NHK：短波放送の受信方法・周波数

<https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/radio/howto/>

・当館のFM放送周波数（緊急時のみ開局）90.30メガヘルツ

（２）一時避難場所及び緊急時避難先場所について

ア 一時避難場所の検討

戦闘・騒乱に巻き込まれる可能性があるときは、常に周囲の状況に注意を払い、情報を収集し、危険な場所に近づかないように心がけてください。巻き込まれそうになった場合のとりあえぬ避難場所について、日頃から検討、関係者と共有するとともに（緊急時には電話回線が混雑する等により使用できないおそれがあります。）、常に頭に入れておくことが重要です。自分が今どこにいるのか（勤務先、通勤途上、自宅等）、自分がどのような事態に巻き込まれそうか等、いくつかのケースをあらかじめ想定して、各自の一時避難場所（外部との連絡が可能な場所をお勧めします。）を検討しておいてください。

イ 緊急時集合場所の確認

緊急事態発生時の状況に応じ、当館から指定する緊急時集合場所への集合をお願いすることがあります。

（３）緊急事態における必要携行品、非常用物資等の準備

ア 旅券、現金、着替え等最低限必要なものを直ちに持ち出せるよう、あらかじめまとめて保管しておいてください。

イ 緊急時には一定期間自宅での待機をお勧めすることもありますので、水、非常用食糧、医薬品、燃料等を最低３日分、できれば１０日分程度準備しておいてください。

ウ 準備しておくべき物について、別添２のチェックリストを参考にしてください。

[目次へ戻る](#)

２ 緊急時の行動

（１）基本的な心構えとして、何よりも平静を保ち、流言飛語に惑わされたり、群集心理に巻き込まれることのないように注意してください。

（２）情勢の把握

ア 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合、当館は皆様の安全を確保するために情報収集、情勢判断及び方針策定を行い、一斉Eメール及び当館ホームページ掲載等を通じて必要な情報を随時お伝えします。

イ また、必要に応じてNHK海外放送（ラジオ・テレビ）により連絡を行うこともありますので、それらの連絡を受信できるようにしておいてください。

ウ 上記アやイと平行して、当地や外国の報道、衛星放送テレビ等により、各自での情報収集にも心がけてください。

（３）当館への通報等

ア 各地の現場の状況で、邦人社会でも共有することが望ましいと思われる事柄（例えば、道路の通行不能、当局による立入禁止区域の設定等）については、随時、当館へも通報をお願いします。

イ 自分や自分の家族、又は他の日本人の生命・身体・財産に危害が及んだとき又は及ぶおそれがあるときは、まず自分の安全を確保した後、具体的な状況を当館に通報してください。

ウ 状況によっては、当館から皆様に様々なご助力をお願いすることもあり得ますので、その際はご協力くださるようお願いいたします。

（４）国外への退避

ア 状況に応じ、ご自身や派遣企業等の判断又は当館の勧めにより、自発的に帰国、又は第三国へ出国する場合は、その旨を必ず当館へ通報してください。当館への連絡が困難である場合は、出国先の日本大使館・総領事館又は日本の外務省海外邦人安全課へ通報願います。

イ 外務省「海外安全情報」（外務省海外安全ホームページ参照）の「危険情報」で「レベル４：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」又は「レベル３：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」がイスラエル全土に発出された場合は、一般商業便の航空機が運行している間に、事情の許す限り速やかに国外へ退避してください。一般商業便の運航が停止した場合、座席の確保が著しく困難となった場合等には、当館に連絡をお願いいたします。（このような場合には、チャーター便（片道エコノミークラス正規料金の支払いが必要となります。）や、状況によっては陸路のルートを利用した退避の検討が必要となることもあり得ます。仮に、当館のアレンジによる退避が可能な場合には、大使館から必要な指示をお伝えいたします。）

ウ 事態が切迫し、当館から退避又は避難のための集合をお願いする場合は、当館の指定する場所に集合してください。当館にて同集合場所から国外に退避するための交通手段をアレンジすることもあり得ます。

[目次へ戻る](#)

IV. おわりに

以上、当国において皆様が安全な生活を過ごす上で、最低限知っておいていただきたいポイントをご説明しましたが、安全に関しては「これで十分」ということはあり

ません。当国の治安情勢はイスラエルとパレスチナや周辺国との関係に左右されることが多いため、常に最新の安全に関する情報を把握されることをお勧めします。当館では、皆様が安全かつ快適に生活されるよう支援しています。何かご質問等がある場合は、遠慮なく当館（領事班）までご連絡ください。

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0) 3-695-7292

Fax: +972-(0) 3-696-0340

領事班Eメールアドレス: ryouji@tl.mofa.go.jp

大使館ホームページ: <https://www.israel.emb-japan.go.jp/html/indexJP.html>

在留届電子登録・変更（3 か月以上の滞在）:

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更（3 か月未満の渡航）:

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

[目次へ戻る](#)